

鹿沼市水道事業管理規程等で定める申請書等の押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、本市水道事業の規程、告示、要綱、要領その他の規程（以下「規程等」という。）で定める申請書、請求書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 規程等で定める申請書等のうち、管理者の権限を行う市長が別に定めるものについては、当該規程等の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規程は、令和3年2月19日から施行する。